

第 2 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	3	13	18	39

(2) 議案の名称

< 決算認定 >

認定第 1 号	平成 24 年度尼崎市歳入歳出決算
認定第 2 号	平成 24 年度尼崎市水道事業会計決算
認定第 3 号	平成 24 年度尼崎市工業用水道事業会計決算
認定第 4 号	平成 24 年度尼崎市自動車運送事業会計決算
認定第 5 号	平成 24 年度尼崎市下水道事業会計決算

< 予算 >

議案第 100 号	平成 25 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 101 号	平成 25 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）
議案第 102 号	平成 25 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 103 号	尼崎市指定管理者選定委員会条例について
議案第 104 号	尼崎市事務事業点検委員会条例について
議案第 105 号	尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第 106 号	尼崎市入札監視委員会条例について
議案第 107 号	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
議案第 108 号	尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 109 号	尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 110 号	尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例について

- 議案第 1 1 1 号 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例について
- 議案第 1 1 2 号 尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例について
- 議案第 1 1 3 号 尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会条例について
- 議案第 1 1 4 号 尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例について
- 議案第 1 1 5 号 尼崎市提案型事業委託制度審査会条例について
- <その他>
- 議案第 1 1 6 号 物件の買入れについて（消防救急デジタル無線システム）
- 議案第 1 1 7 号 工事請負契約について（大島小学校北棟改築等工事）
- 議案第 1 1 8 号 工事請負契約について（立花小学校校舎棟改築等工事）
- 議案第 1 1 9 号 工事請負契約について（立花小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事）
- 議案第 1 2 0 号 工事請負契約について（立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）
- 議案第 1 2 1 号 工事請負契約について（名和小学校北棟改築等工事・名和こどもクラブ棟新築工事）
- 議案第 1 2 2 号 工事請負契約について（塚口中学校北西棟改築等工事）
- 議案第 1 2 3 号 工事請負契約について（塚口中学校北西棟改築等工事のうち電気設備工事）
- 議案第 1 2 4 号 工事請負契約について（塚口中学校北西棟改築等工事のうち機械設備工事）
- 議案第 1 2 5 号 工事請負契約について（園田中学校東棟改築等工事）
- 議案第 1 2 6 号 工事請負契約について（園田中学校東棟改築等工事のうち機械設備工事）
- 議案第 1 2 7 号 工事請負契約について（小園中学校管理棟等耐震補強工事）
- 議案第 1 2 8 号 訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）
- 議案第 1 2 9 号 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について
- 議案第 1 3 0 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 4 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 4 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 3 3 号 平成 2 4 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	4件	3,291,374円
------	----	------------

その他の事故	4件	596,338円
--------	----	----------

(2) 公益財団法人等の経営状況

(3) 平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告

3 追加提出予定案件

<その他>

- ・ 工事請負契約について（園田中学校東棟改築等工事のうち電気設備工事）

<人事>

- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第2回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成25年9月定例会>

種別	決算認定	番号	認定第1号	所管	財政課	
件名	平成24年度尼崎市歳入歳出決算					
内 容						
概要 (単位:千円)						
区分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一般会計	189,300,007	189,030,258	269,749	123,056	146,693	
特別会計	178,061,698	175,048,060	3,013,638	0	3,013,638	
国民健康保険事業費	54,704,414	53,162,203	1,542,211	0	1,542,211	
地方卸売市場事業費	617,629	375,565	242,064	0	242,064	
育英事業費	7,904	7,904	0	0	0	
農業共済事業費	18,550	10,928	7,622	0	7,622	
都市整備事業費	1,014,143	1,014,143	0	0	0	
公共用地先行取得事業費	8,286,158	8,286,158	0	0	0	
公害病認定患者救済事業費	48,715	48,423	292	0	292	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	51,484	15,219	36,265	0	36,265	
青少年健全育成事業費	5,689	5,689	0	0	0	
介護保険事業費	32,378,674	31,838,361	540,313	0	540,313	
後期高齢者医療事業費	4,604,746	4,458,727	146,019	0	146,019	
駐車場事業費	380,195	380,195	0	0	0	
廃棄物発電事業費	588,134	340,860	247,274	0	247,274	
競艇場事業費	75,355,263	75,103,685	251,578	0	251,578	
合計	367,361,705	364,078,318	3,283,387	123,056	3,160,331	

< 平成 25 年 9 月定例会 >

種 別	決算認定	番 号	認定第 2 ~ 5 号	所 管	水道局経理課 交通局経営企画課 下水道部経営企画課	
件 名	平成 24 年度尼崎市水道事業会計決算 平成 24 年度尼崎市工業用水道事業会計決算 平成 24 年度尼崎市自動車運送事業会計決算 平成 24 年度尼崎市下水道事業会計決算					
内 容						
概要 (単位 : 千円)						
区 分		水道事業	工業用水道事業	自動車運送事業	下水道事業	
収 益 的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収益	9,494,774	1,776,730	2,682,254	10,699,039
		費用	8,312,792	1,486,135	2,690,283	8,927,195
		差引	1,181,982	290,595	8,029	1,771,844
	特 別 損 益	利益	206	203,600	156,016	1
		損失	30,748	0	55,693	21,146
		差引	30,542	203,600	100,323	21,145
	純利益 +		1,151,440	494,195	92,294	1,750,699
	資 本 的 収 支	収 入	720,671	49,587	11,607	5,533,413
		支 出	2,548,704	470,206	212,626	11,154,690
差 引		1,828,033	428,907	201,019	5,621,277	
補 て ん 財 源		2,675,618	1,212,832	186,184	5,623,454	
資 金 収 支	年 間 +	847,585	783,925	14,835	2,177	
	累 計	6,357,546	3,777,084	429,211	4,144,517	
工業用水道事業会計の資本的収支差引は、工業用水道事業負担金 8,288 千円を除く。						

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 1 0 0 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 2 5 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 4 号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	198,095,062	133,468	198,228,530		
2	歳入歳出補正予算額 (単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	県支出金	316	総務費	132,833	
	繰越金	133,152	民生費	635	
	合 計	133,468	合 計	133,468	
3	繰越明許費 変更 (単位 : 千円)				
	款	項	事 業 名	金 額	
	消防費	消防費	消防救急無線デジタル化事業	(補正前)	798,237
(補正額)				145,688	
(補正後)				943,925	
4	補正予算の内容 市税還付金等に不足が生じることへの対応を行うほか、軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成を行う事業などを実施する。費目別事業概要は別紙のとおり。				

費目別事業概要

総務費	132,833 千円
訴訟賠償等事務経費	3,833 千円
平成 24 年 9 月 18 日発生 of 車両事故に係る債権者への損害賠償金の支払を行う。	
財政調整基金積立金	74,000 千円
平成 24 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	
市税還付金、還付加算金等	55,000 千円
過年度に収入した法人市民税等の市税額に減額の事由が生じた場合に還付を行う。	
民生費	635 千円
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	635 千円
軽・中度難聴児の補聴器購入等の負担軽減を図るため、購入費の助成を行う。	

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	予算	番 号	議案第 1 0 1 号	所 管	国保年金管理担当
件 名	平成 2 5 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号)				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位 : 千円)					
現在予算額		補正予算額		補正後予算額	
55,119,551		2,717		55,122,268	
2 歳入歳出補正予算額					
(単位 : 千円)					
歳 入			歳 出		
款	補正予算額		款	補正予算額	
繰越金	2,717		前期高齢者納付金等	2,717	
合 計	2,717		合 計	2,717	
3 補正予算の内容					
(1) 前期高齢者納付金等					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期高齢者納付金等 2,717千円 前期高齢者納付金及び事務費の算定額の変更があったため、不足分を支出する。 					

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 1 0 2 号	所 管	介護保険事業担当
件 名	平成 2 5 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	34,084,521	128,201	34,212,722		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	128,201	諸支出金	128,201	
	合 計	128,201	合 計	128,201	
3	補正予算の内容				
	(1) 諸支出金				
	・ 県負担金等返還金		1 2 8 , 2 0 1 千円		
	平成 2 4 年度における国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の確定差額を返還する。				

<平成25年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第103号	所 管	行財政改革課
件 名	尼崎市指定管理者選定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市指定管理者選定委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、市長(尼崎市教育委員会が管理する指定管理対象施設に係るものにあつては、尼崎市教育委員会。以下同じ。)の付属機関として、施設ごとに尼崎市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>ウ 委員は、指定管理者予定者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>(3) その他(付則関係)</p> <p>ア 現に尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者選定協議会設置要綱及び総合老人福祉センター指定管理者選定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者選定協議会及び総合老人福祉センター指定管理者選定委員会(以下「旧委員会等」という。)は、第1条の規定により置かれた委員会とみなす。</p> <p>イ 現に要綱の規定により旧委員会等の委員又は構成員として委嘱されている者は、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<平成25年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第104号	所 管	行財政改革課
件 名	尼崎市事務事業点検委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>本市が実施する事務事業の必要性、実施方法等を調査審議するにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市事務事業点検委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>本市が実施する事務事業の必要性、実施方法等(以下「本市事務事業の必要性等」という。)を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市事務事業点検委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 委員会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(ア) 学識経験者</p> <p>(イ) 市民の代表者</p> <p>ウ 委員は、本市事務事業の必要性等の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>(3) その他(付則関係)</p> <p>委員会は、本市が実施している事務事業を点検・評価するために設置するものであるが、来年度に全事務事業の点検・評価が終了し、本委員会の役割も終わることから、この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うものとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 0 5 号	所 管	防災対策課
件 名	尼崎市防災会議条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 5 4 号)の施行に伴い、本条例において引用している災害対策基本法の条項に変更が生じていることから、規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容 第 3 条第 2 項第 8 号中、自主防災組織の定義規定を「第 5 条第 2 項」から「第 2 条の 2 第 2 号」に改める。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市防災会議条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 委員は、教育長、消防長及び消防団長をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>自主防災組織（災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 1 略</p> <p>2 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第5条 1・2 略</p> <p>3 <u>会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第9条 1 略</p> <p>2 部会は、<u>会長が</u>指名する委員(専門委員を含む。次条第3項及び第11条において同じ。)で組織する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、<u>部会長は、その部会に</u>属する委員のうちから会長が指名する。</p> <p>4 第5条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、<u>前条第1項中「委員」とあるのは「部会に属する委員(専門委員を含む。次項において同じ。)」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 委員は、教育長、消防長及び消防団長をもって充てるほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>自主防災組織（災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 1 略</p> <p>2 <u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第5条 1・2 略</p> <p>3 会長に事故があるときは、<u>あらかじめ会長の</u>指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 1 略</p> <p>2 部会は、<u>会長の</u>指名する委員(専門委員を含む。次条第3項及び第11条において同じ。)で組織する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、<u>部会長は、部会に</u>属する委員のうちから会長が指名する。</p> <p>4 第5条第2項及び第3項、<u>第7条並びに前条</u>の規定は、部会について準用する。この場合において、<u>同条第1項中「委員」とあるのは「部会に属する委員(専門委員を含む。次項において同じ。)」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。</u></p>

<平成25年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案106号	所 管	契約・検査課
件 名	尼崎市入札監視委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、本市が発注する建設工事等の入札及び契約の手続における公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市入札監視委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第2条関係）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、委員会を置く。</p> <p>ア 本市が発注する工事請負に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定及び確認、工事請負に係る指名競争入札に参加することができる者の指名、一般競争入札等における落札者の決定その他工事請負に係る契約の締結手続に関すること。</p> <p>イ 一般競争入札等の手続その他工事請負契約の締結手続に関する事項で市長が別に定めるもの及び建設工事の成績の評定について申し立てられた苦情への対応に関すること。</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、本市が施行する一般競争入札及び指名競争入札並びに本市が締結する契約に関すること。</p> <p>(2) 組織（第3条関係）</p> <p>ア 委員会は、委員4人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(3) その他（付則関係）</p> <p>ア 現に尼崎市入札監視委員会の設置等に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定により置かれている尼崎市入札監視委員会（以下「旧委員会」という。）は、第2条の規定により置かれた委員会とみなす。</p> <p>イ 現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 0 7 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>(1) 個人の市民税の寄附金税額控除については、県民税において控除対象となる寄附金が新たに指定されたことに伴い、市民税と県民税の一体性を考慮して、尼崎市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金を平成 2 6 年度課税分の市民税より控除対象寄附金とする改正を行うもの</p> <p>(2) 延滞金の特例については、地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 個人の市民税の寄附金税額控除の控除対象となる寄附金に租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、尼崎市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金を加える。 【第 2 5 条第 2 項】</p> <p>(2) 現在の低金利の状況に合わせて負担の軽減を図るため、延滞金の割合の特例を見直し、当分の間、納期限の翌日から起算して 1 月を経過する日までの期間は各年の特例基準割合(租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 % を加算した割合)に年 1 % を加算した割合(上限 7 . 3 %)とし、それ以後は各年の特例基準割合に年 7 . 3 % を加算した割合(上限 1 4 . 6 %)とする。 【条例附則第 2 9 項】</p> <p>(3) 法人の市民税に係る納期限の延長をした場合の延滞金の割合を、当分の間、各年の特例基準割合(上限 7 . 3 %)とする規定を追加する。 【条例附則第 3 0 項の追加】</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成 2 6 年 1 月 1 日。ただし、2(4)の一部については公布の日とする。</p>					

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 市たばこ税(第70条 <u>第73条の5</u>)</p> <p>第5節・第6節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等(同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。))で市長が指定するものに対して支出するものに限る。)を支出し、これらの寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、<u>法第314条の7第1項及び第2項に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の8 1～4 略</p> <p>5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 市たばこ税(第70条 <u>第73条の4</u>)</p> <p>第5節・第6節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号又は<u>第2号</u>に掲げる寄附金_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を支出し、当該寄附金_____の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、<u>同項及び同条第2項_____</u>に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3～8 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の8 1～4 略</p> <p>5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは</p>

第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法

第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除するものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

6～18 略

第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について法第292条第1項第4号の4に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除するものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

6～18 略

附則

1～8 略

(固定資産税等の課税標準の特例)

9 略

10～28 略

(延滞金の割合の特例)

29 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。

30 当分の間、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

31 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として令で定める期間内は、令で定めるところにより、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前項の規定にかかわらず、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率

附則

1～8 略

(固定資産税の課税標準の特例)

9 略

10～28 略

(延滞金の割合等の特例)

29 当分の間、第13条第1項並びに第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

30 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として令で定める期間内は、令で定めるところにより、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前項の規定にかかわらず、日本銀行法_____第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率

<p>の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。</p>	<p>の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。</p>
<p><u>32</u> 略</p>	<p><u>31</u> 略</p>
<p><u>33</u> 略</p>	<p><u>32</u> 略</p>
<p><u>34</u> 略</p>	<p><u>33</u> 略</p>
<p><u>35</u> 略</p>	<p><u>34</u> 略</p>
<p><u>36</u> 略</p>	<p><u>35</u> 略</p>
<p><u>37</u> 略</p>	<p><u>36</u> 略</p>
<p><u>38</u> 略</p>	<p><u>37</u> 略</p>
<p><u>39</u> <u>附則第37項</u>の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に<u>附則第37項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p>	<p><u>38</u> <u>附則第36項</u>の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に<u>附則第36項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p>
<p><u>40</u> 略</p>	<p><u>39</u> 略</p>
<p><u>41</u> 略</p>	<p><u>40</u> 略</p>
<p><u>42</u> 略</p>	<p><u>41</u> 略</p>
<p><u>43</u> 略</p>	<p><u>42</u> 略</p>
<p><u>44</u> 略</p>	<p><u>43</u> 略</p>
<p><u>45</u> 略</p>	<p><u>44</u> 略</p>
<p><u>46</u> <u>附則第44項</u>の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p>	<p><u>45</u> <u>附則第43項</u>の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p>
<p><u>47</u> 略</p>	<p><u>46</u> 略</p>
<p><u>48</u> 略</p>	<p><u>47</u> 略</p>
<p><u>49</u> <u>附則第47項</u>の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させるこ</p>	<p><u>48</u> <u>附則第46項</u>の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させるこ</p>

とができる。 <u>50</u> 略	とができる。 <u>49</u> 略
-----------------------	-----------------------

<平成25年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第108号	所 管	財政課
件 名	尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地方税法の一部改正を受けて、確実な収納を勘案しつつ、現在の低金利における利率のあり方、納付義務者の負担等を考慮し、延滞金の割合について暫定的な措置を講じるため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>次に掲げる条例の規定中、暫定的な措置として、延滞金の割合を各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1%を加算した割合）に7.3%を加算した割合とする。</p> <p>ただし、納期限後1月を経過する日までの期間等に係る延滞金については、各年の特例基準割合に1%を加算した割合とする。</p> <p>(1) 尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市国民健康保険条例</p> <p>(3) 尼崎市介護保険条例</p> <p>(4) 尼崎市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年1月1日</p>					

尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例

改正後	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第3条 税外収入金の納付義務者は、納期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該税外収入金の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(道路法(昭和27年法律第180号)第73条第2項及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第4項の規定に基づく延滞金にあつては、年14.5パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 <u>当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び同項ただし書に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第3条 税外収入金の納付義務者は、納期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該税外収入金の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(道路法(昭和27年法律第180号)第73条第2項及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第4項の規定に基づく延滞金にあつては、年14.5パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 <u>当分の間、第3条第1項ただし書に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項ただし書の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</u></p>

割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。

7 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第23条 保険料の納付義務者は、納付期限(納付期限の延長のあったときは、その延長された納付期限とする。以下同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第23条 保険料の納付義務者は、納付期限(納付期限の延長のあったときは、その延長された納付期限とする。以下同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p>
<p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>14 <u>当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>14 <u>当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</u></p>

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>14 <u>当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>14 <u>当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>

尼崎市後期高齢者医療に関する条例

改正後	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 被保険者又はその連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 <u>当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 被保険者又はその連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 略</p> <p>付則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 <u>当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</u></p>

<平成25年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第109号	所 管	学校計画担当
件 名	尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 学校の適正規模化を図り、良好な教育環境を創出することを目的として、北難波小学校と梅香小学校を統合し、難波の梅小学校を設置するため、条例改正を行う。</p> <p>2 改正内容 別表中、北難波小学校と梅香小学校の項を削除し、難波の梅小学校の項を追加する。 なお、難波の梅小学校の位置については、北難波小学校に新校舎を建設予定ではあるが、当初は梅香小学校を仮校舎とするため、梅香小学校の位置とする。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>					

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
小学校 尼崎市立明城小学校	尼崎市南城内 10 番地 の 1	小学校 尼崎市立明城小学校	尼崎市南城内 10 番地 の 1
尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町 4 丁 目 3 番 40 号	尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町 4 丁 目 3 番 40 号
尼崎市立難波の梅小 学校	尼崎市東難波町 2 丁 目 14 番 44 号	尼崎市立北難波小学 校	尼崎市西難波町 6 丁 目 14 番 57 号
		尼崎市立梅香小学校	尼崎市東難波町 2 丁 目 14 番 44 号

<平成25年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第110号	所 管	学校保健課
件 名	尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>小学校及び特別支援学校の給食調理業務の民間委託を実施するにあたり、当該業務を適正に履行できる業者の選定を行う必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第1条関係）</p> <p>尼崎市立の小学校及び特別支援学校の給食調理業務の委託業者の選定に関する事項を調査審議させるため、教育委員会の付属機関として、尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(2) 組織（第2条関係）</p> <p>ア 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（ア）学識経験者</p> <p>（イ）児童又は生徒の保護者の代表者</p> <p>（ウ）校長</p> <p>ウ 委員は、委託業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<平成25年9月定例会>

種別	条例	番号	議案第111号	所管	高齢介護課
件名	尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>尼崎市介護保険事業計画に定める地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの整備を行う法人の選定を、本市職員以外の専門的知識を有する者に行わせることによって公平かつ適正に実施するために、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関として、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会を設置するため、新たに条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>次に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>ア 指定地域密着型サービス事業所の指定を受けるべき事業者</p> <p>イ 指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けるべき事業者</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 委員会は、5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(3) その他(付則関係)</p> <p>ア 現に尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会(以下「旧委員会」という。)は、第1条の規定により置かれた委員会とみなす。</p> <p>イ 現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

<平成25年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第112号	所 管	高齢介護課
件 名	尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>尼崎市介護保険事業計画に定める特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護の整備を行う社会福祉法人等の選定を、本市職員以外の専門的知識を有する者に行わせることによって公平かつ適正に実施するために、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関として、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会を設置するため、新たに条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>次に掲げる者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>ア 指定介護老人福祉施設の指定を受けるべき特別養護老人ホームを設置する法人</p> <p>イ 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けるべき事業者</p> <p>ウ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けるべき事業者</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 委員会は、5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(3) その他(付則関係)</p> <p>ア 現に尼崎市特別養護老人ホーム等整備法人選定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市特別養護老人ホーム等整備法人選定委員会(以下「旧委員会」という。)は、第1条の規定により置かれた委員会とみなす。</p> <p>イ 現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

<平成25年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第113号	所 管	生活支援相談課
件 名	尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>養護老人ホームへの入所等の措置を行うにあたり、その要否を判定する必要がある、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>養護老人ホームへの入所の措置その他の措置の要否について審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 委員会は、委員6人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(ア) 医師</p> <p>(イ) 老人福祉施設の長</p> <p>(ウ) 地域包括支援センターの長</p> <p>(エ) 本市関係職員</p> <p>(3) その他(付則関係)</p> <p>ア 現に尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市養護老人ホーム入所等判定委員会(以下「旧委員会」という。)は、第1条の規定により置かれた委員会とみなす。</p> <p>イ 現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱され、又は任命されている者は、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<平成25年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第114号	所 管	健康増進課
件 名	尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>児童の健全育成を目的として、小児慢性特定疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を適正かつ円滑に実施するために、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関として、尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会を設置するため、新たに条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第1条関係）</p> <p>小児慢性特定疾患の治療方法の研究その他必要な研究に資する事業の実施に必要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(2) 組織（第2条関係）</p> <p>ア 協議会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、小児慢性特定疾患に関し専門的知識を有する医師のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(3) その他（付則関係）</p> <p>ア 現に尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会要綱（以下「要綱」という。）の規定により置かれている尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会（以下「旧協議会」という。）は、第1条の規定により置かれた協議会とみなす。</p> <p>イ 現に要綱の規定により旧協議会の委員として委嘱され、又は任命されている者は、第2条第2項の規定により協議会の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

<平成25年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第115号	所 管	協働・男女参画課
件 名	尼崎市提案型事業委託制度審査会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>民間から委託化の提案を募り、その内容が市民にとって有益であると判断すれば委託化を進める提案型事業委託制度を実施するにあたり、市民や事業者から提案された事業内容について、審査基準の配点、審査の視点の設定及び提案内容の審査等を行う必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として尼崎市提案型事業委託制度審査会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>本市がその事務事業の事業者等への委託の提案(以下「事業委託提案」という。)を受けた場合における当該事業委託提案の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市提案型事業委託制度審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 審査会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(ア) 学識経験者</p> <p>(イ) 本市関係職員</p> <p>ウ 委員は、事業委託提案の内容の審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</p> <p>エ イの委員のほか、必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>オ 臨時委員は、イに掲げる者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。</p> <p>カ ウの規定は、臨時委員について準用する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 6 号	所 管	消防局企画管理課																				
件 名	物件の買入れについて (消防救急デジタル無線システム)																								
内 容																									
1	買入れの目的 消防指令業務で現行使用しているアナログ波の使用期限が、平成 2 8 年 5 月 3 1 日 までとなったことから、消防指令業務を円滑かつ効果的に行い、消防力の強化を図る ため、計画的に消防救急デジタル無線システムの整備を行うもの。																								
2	買入れの物件 消防救急デジタル無線システム <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">基地局無線装置等</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ネットワーク装置</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電源設備</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">卓上型固定移動局</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">署所端末用受令機</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">半固定受令機</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車載型無線装置</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">可搬型移動局</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">携帯型移動局 (付属品含む)</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車載型受令機</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					基地局無線装置等	一式	ネットワーク装置	一式	電源設備	一式	卓上型固定移動局	一式	署所端末用受令機	一式	半固定受令機	一式	車載型無線装置	一式	可搬型移動局	一式	携帯型移動局 (付属品含む)	一式	車載型受令機	一式
基地局無線装置等	一式																								
ネットワーク装置	一式																								
電源設備	一式																								
卓上型固定移動局	一式																								
署所端末用受令機	一式																								
半固定受令機	一式																								
車載型無線装置	一式																								
可搬型移動局	一式																								
携帯型移動局 (付属品含む)	一式																								
車載型受令機	一式																								
3	設置場所 尼崎市防災センター、北部防災センター、尼崎市消防局各消防本署 伊丹市消防局 他																								
4	買入れの方法 指名競争入札																								
5	買入れの金額 7 0 8 , 7 5 0 , 0 0 0 円																								
6	買入れの相手方 神戸市中央区東町 1 2 6 番地 日本電気株式会社 神戸支社 神戸支社長 谷口 充																								
7	納期 平成 2 7 年 3 月 3 1 日																								

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 7 月 3 0 日
件 名	消防救急デジタル無線システム		
落 札 者 名	日本電気(株)神戸支社	落 札 金 額	675,000,000円
予 定 価 格	706,225,715円	最低制限価格	—————
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
日本電気(株)神戸支社	675,000,000		
協和テクノロジズ(株)兵庫営業所	748,000,000		予定価格超過
沖電気工業(株)関西支社	辞 退		
日本無線(株)神戸支店	辞 退		
(株)日立国際電気関西支社	辞 退		
(株)富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部	辞 退		
(株)沖電気カスタマアドテック関西支社	辞 退		
(株)エヌエイチケイアイテック関西支社	辞 退		
(株)東芝関西支社	辞 退		
(株)スイタ情報システム	辞 退		
NEC ネットエスアイ(株)神戸支店	辞 退		
(株)東和エンジニアリング関西支社	辞 退		
パナソニックシステムネットワークス(株)システムソリューションズジャパンカンパニー関西支社	辞 退		
(株)日立国際八木ソリューションズ関西支店	辞 退		
西菱電機(株)大阪支社	辞 退		

(金額は消費税を含まない。)

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第117号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について(大島小学校北棟改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号 宮崎・苅田特別共同企業体 代表者 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 俊二				
2	契約金額 1,062,600,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成25年8月5日				
5	工事内容 北棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 13,376.62平方メートル 建築面積 1,709.17平方メートル 延べ面積 5,386.46平方メートル (主な諸室)普通教室、特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピュータ教室、図書室)、管理諸室、多目的スペース 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 876平方メートル 主な工法 鉄骨梁補強 既存校舎等解体工事(北棟、機械室棟等) 既存校舎改修工事(東棟、西棟、給食室棟) 屋外付帯工事(外構等)				
6	工期 契約締結の日から780日間				

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第118号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について(立花小学校校舎棟改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 神戸市中央区八幡通3丁目1番14号 浅沼・サージ・コア共同企業体 代表者 株式会社浅沼組神戸支店 支店長 芦田 造				
2	契約金額 1,736,070,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成25年8月5日				
5	工事内容 校舎棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 敷地面積 18,330.43平方メートル 建築面積 3,692.02平方メートル 延べ面積 8,556.54平方メートル (主な諸室)普通教室、特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室等)、管理諸室、給食室、多目的スペース 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 891平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 既存校舎等解体工事(南棟、北西棟、給食室棟等) 屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)				
6	工期 契約締結の日から750日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 8 月 5 日
件 名	立花小学校校舎棟改築等工事		
落 札 者 名	浅沼・サージ・コア共同企業体	落 札 金 額	1,653,400,000円
予 定 価 格	1,874,250,000円	最低制限価格	1,593,112,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
浅沼・サージ・コア共同企業体	1,653,400,000		
宮崎・苅田特別共同企業体	1,658,000,000		
柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体	1,670,000,000		
鴻池組・柏野建設共同企業体	1,695,000,000		
大鉄工業(株)・旭建設(株)共同企業体	1,710,000,000		
N I P P O ・ 吉川組 共同企業体	1,745,000,000		
銭高・大城共同企業体	1,748,000,000		
ナカノフドー・オカモト共同企業体	1,819,000,000		
村本・菊田共同企業体	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 9 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当														
件 名	工事請負契約について (立花小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市西難波町 2 丁目 1 9 番 2 1 号 株式会社小川電設 代表取締役 小川 元																		
2	契約金額 3 4 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 5 年 8 月 8 日																		
5	工事内容 電気設備工事 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受変電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幹線設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動力・電灯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弱電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">太陽光発電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">体育館耐震補強工事に係る電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					受変電設備工事	一式	幹線設備工事	一式	動力・電灯設備工事	一式	弱電設備工事	一式	太陽光発電設備工事	一式	体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式	屋外電気設備工事	一式
受変電設備工事	一式																		
幹線設備工事	一式																		
動力・電灯設備工事	一式																		
弱電設備工事	一式																		
太陽光発電設備工事	一式																		
体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式																		
屋外電気設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 7 5 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 8 月 8 日
件 名	立花小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	(株)小川電設	落 札 金 額	328,000,000円
予 定 価 格	357,690,000円	最低制限価格	304,036,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)小川電設	328,000,000		
平尾電工(株)	339,000,000		
共栄電器工業(株)	356,172,000		
(株)ニューテック	246,500,000		最低制限価格抵触
栄興電機工業(株)	262,000,000		最低制限価格抵触
山口電気工事(株)	264,500,000		最低制限価格抵触
菱星システム(株)	294,000,000		最低制限価格抵触
尼崎電機(株)	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 0 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当														
件 名	工事請負契約について (立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市椎堂 1 丁目 2 番 6 号 三協設備株式会社 代表取締役 永井 俊彦																		
2	契約金額 2 6 0 , 6 1 0 , 0 0 0 円																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 5 年 8 月 8 日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>空調設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 7 5 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 8 月 8 日
件 名	立花小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	三協設備(株)	落 札 金 額	248,200,000円
予 定 価 格	283,890,000円	最低制限価格	241,306,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
三協設備(株)	248,200,000		
(株)竹内工業所	249,900,000		
(株)阪神設備工業所	257,400,000		
(株)中の島商会	259,620,000		
(株)西三設備	316,700,000		予定価格超過
(株)田中水道工業所	238,800,000		最低制限価格抵触

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 1 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、学校耐震化設備担当、児童課
件 名	工事請負契約について(名和小学校北棟改築等工事・名和こどもクラブ棟新築工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市塚口町 1 丁目 1 0 番地の 5 株式会社吉川組 代表取締役 吉川 壽一				
2	契約金額 7 1 1 , 5 8 5 , 0 0 0 円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成 2 5 年 8 月 9 日				
5	工事内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 名和小学校北棟改築等工事 北棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 3 階建て 1 棟 敷地面積 1 5 , 2 9 3 . 4 1 平方メートル 建築面積 9 5 6 . 5 1 平方メートル 延べ面積 2 , 8 3 5 . 5 3 平方メートル (主な諸室)普通教室、特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、図書室)、多目的スペース 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2 階建て 1 棟 延べ面積 8 9 0 平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 既存校舎等解体工事(北棟等)、既存校舎改修工事(南棟、東棟)、屋外付帯工事(外構等)、その他工事(昇降機棟増築) (2) 名和こどもクラブ棟新築工事 こどもクラブ棟新築工事 鉄骨造り 平屋建て 1 棟 建築面積 9 9 . 5 6 平方メートル 延べ面積 9 9 . 5 6 平方メートル (主な諸室)こどもクラブ室 屋外付帯工事(外構等) 				
6	工期 <ol style="list-style-type: none"> (1) 名和小学校北棟改築等工事 契約締結の日から 8 1 0 日間 (2) 名和こどもクラブ棟新築工事 契約締結の日から平成 2 6 年 3 月 2 0 日まで 				

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 2 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について (塚口中学校北西棟改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市玄番南之町 4 番地 柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体 代表者 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎				
2	契約金額 1, 2 1 3, 8 0 0, 0 0 0 円				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 5 年 8 月 5 日				
5	工事内容 北西棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4 階建て (一部 5 階建て) 1 棟 敷地面積 2 1, 4 8 9 . 4 3 平方メートル 建築面積 1, 6 0 3 . 1 6 平方メートル 延べ面積 6, 4 1 1 . 7 4 平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別教室 (理科教室、音楽教室、調理教室、コンピュータ教室、図書室) 管理諸室、多目的スペース、プール 武道場改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1 棟 建築面積 1 7 2 . 4 1 平方メートル 延べ面積 1 5 8 . 4 5 平方メートル 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 2 階建て 1 棟 延べ面積 1, 0 7 9 平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 既存校舎等解体工事 (北西棟、南棟等) 既存校舎改修工事 (北東棟、東棟等) 屋外付帯工事 (グラウンド整備、外構等)				
6	工期 契約締結の日から 8 7 0 日間				

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 3 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当																
件 名	工事請負契約について (塚口中学校北西棟改築等工事のうち電気設備工事)																				
内 容																					
1	契約の相手方 尼崎市東向島西之町 8 番地 菱星システム株式会社 代表取締役 本越 伸行																				
2	契約金額 2 0 1 , 6 0 0 , 0 0 0 円																				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																				
4	開札年月日 平成 2 5 年 8 月 8 日																				
5	工事内容 電気設備工事 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受変電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幹線設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動力・電灯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弱電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">太陽光発電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">体育館耐震補強工事に係る電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">既存校舎改修工事に係る電機設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					受変電設備工事	一式	幹線設備工事	一式	動力・電灯設備工事	一式	弱電設備工事	一式	太陽光発電設備工事	一式	体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式	既存校舎改修工事に係る電機設備工事	一式	屋外電気設備工事	一式
受変電設備工事	一式																				
幹線設備工事	一式																				
動力・電灯設備工事	一式																				
弱電設備工事	一式																				
太陽光発電設備工事	一式																				
体育館耐震補強工事に係る電気設備工事	一式																				
既存校舎改修工事に係る電機設備工事	一式																				
屋外電気設備工事	一式																				
6	工期 契約締結の日から 8 7 0 日間																				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 8 月 8 日
件 名	塚口中学校北西棟改築等工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	菱星システム(株)	落 札 金 額	192,000,000円
予 定 価 格	207,400,000円	最低制限価格	176,290,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
菱星システム(株)	192,000,000		
平尾電工(株)	198,000,000		
共栄電器工業(株)	200,981,000		
(株)ニューテック	139,200,000		最低制限価格抵触
(株)小川電設	無効		立花小学校校舎棟改築等 工事のうち電気設備工事落 札の為入札無効
尼崎電機(株)	辞退		
山口電気工事(株)	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 4 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当														
件 名	工事請負契約について (塚口中学校北西棟改築等工事のうち機械設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市西本町 2 丁目 5 番地 株式会社竹内工業所 代表取締役 竹内 英正																		
2	契約金額 2 4 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 5 年 8 月 8 日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>空調設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 8 7 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成25年8月8日
件 名	塚口中学校北西棟改築等工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株)竹内工業所	落 札 金 額	230,000,000円
予 定 価 格	267,790,000円	最低制限価格	227,621,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)竹内工業所	230,000,000		
(株)阪神設備工業所	231,300,000		
(株)田中水道工業所	235,880,000		
(株)中の島商会	246,850,000		
(株)西三設備	285,400,000		予定価格超過
三協設備(株)	無効		立花小学校校舎棟改築等 工事のうち機械設備工事落 札の為入札無効

(金額は消費税を含まない。)

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第125号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について(園田中学校東棟改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 神戸市中央区御幸通6丁目1番15号 青木あすなる・山本共同企業体 代表者 青木あすなる建設株式会社神戸支店 支店長 中島 明夫				
2	契約金額 1,047,900,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成25年8月5日				
5	工事内容 東棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 23,727.78平方メートル 建築面積 1,331.68平方メートル 延べ面積 4,241.76平方メートル (主な諸室)普通教室、特別教室(音楽教室、家庭教室、図書室)、管理諸室、 多目的スペース 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟 延べ面積 1,308平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 既存校舎等解体工事(東棟等) 既存校舎改修工事(西棟、特別教室棟) 屋外付帯工事(外構等)				
6	工期 契約締結の日から810日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 8 月 5 日
件 名	園田中学校東棟改築等工事		
落 札 者 名	青木あすなる・山本共同企業体	落 札 金 額	998,000,000円
予 定 価 格	1,039,710,000円	最低制限価格	883,753,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
青木あすなる・山本共同企業体	998,000,000		
N I P P O・吉川組 共同企業体	1,014,000,000		
大鉄工業(株)・旭建設(株)共同企業体	1,025,000,000		
柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体	無効	塚口中学校北西棟改築等工事落札の為入札無効	
宮崎・苅田特別共同企業体	無効	大島小学校北棟改築等工事落札の為入札無効	
村本・菊田共同企業体	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 5 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 2 6 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当														
件 名	工事請負契約について (園田中学校東棟改築等工事のうち機械設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市稲葉荘 3 丁目 5 番 1 0 号 株式会社田中水道工業所 代表取締役 水杉 栄																		
2	契約金額 1 5 6 , 9 5 4 , 0 0 0 円																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 5 年 8 月 8 日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>空調設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 8 1 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 8 月 8 日
件 名	園田中学校東棟改築等工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株)田中水道工業所	落 札 金 額	149,480,000円
予 定 価 格	164,600,000円	最低制限価格	139,910,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)田中水道工業所	149,480,000		
(株)中の島商会	152,500,000		
(株)阪神設備工業所	158,500,000		
(株)西三設備	227,600,000		予定価格超過
三協設備(株)	無効		立花小学校校舎棟改築等 工事のうち機械設備工事落 札の為入札無効
(株)竹内工業所	無効		塚口中学校北西棟改築等 工事のうち機械設備工事落 札の為入札無効

(金額は消費税を含まない。)

<平成25年9月定例会>

種別	その他	番号	議案第127号	所管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件名	工事請負契約について(小園中学校管理棟等耐震補強工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市武庫町3丁目11番28号 株式会社松善工務店 代表取締役 紺屋 一弘				
2	契約金額 154,035,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成25年8月9日				
5	工事内容 管理棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟 延べ面積 3,955平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 南棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,230平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 1,088平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 耐震補強工事に伴う電気設備工事 " 機械設備工事				
6	工期 契約締結の日から420日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 8 月 9 日
件 名	小園中学校管理棟等耐震補強工事		
落 札 者 名	(株)松善工務店	落 札 金 額	146,700,000円
予 定 価 格	159,570,000円	最低制限価格	135,634,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)松善工務店	146,700,000		
(株)柄谷工務店	146,800,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	152,000,000		
大松建設(株)	166,800,000		予定価格超過
(株)秩父工務店	191,700,000		予定価格超過
(株)吉川組	無効		名和小学校北棟改築等工事・名和こどもクラブ棟新築工事落札の為入札無効
海月建設(株)	辞退		
宮崎建設(株)	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

<平成25年9月定例会>

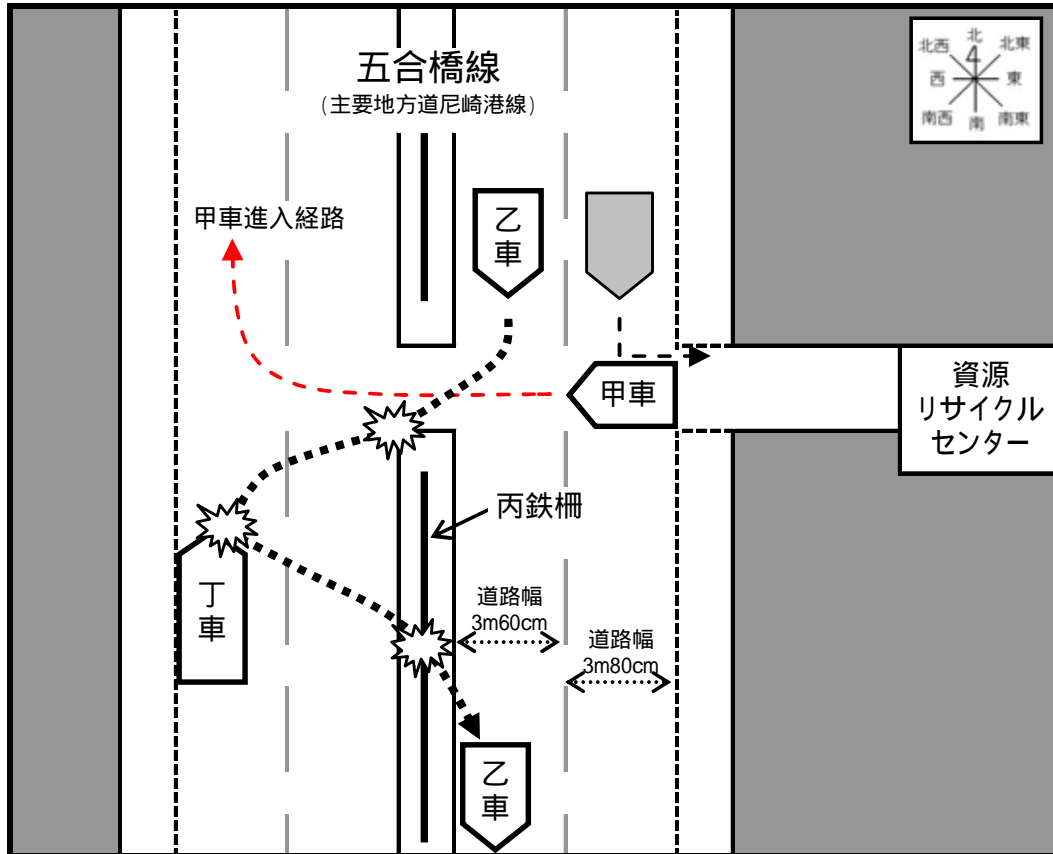
種 別	その他	番 号	議案第128号	所 管	福祉課
件 名	訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）				
内 容					
<p>1 提起理由</p> <p>災害援護資金貸付金の償還を履行しない行方不明者である債務者に対して、その償還金の支払を求めるため、訴えの提起を行うもの。</p> <p>なお、償還を履行しない債務者に対しては、基本的に支払督促を活用しているが、債務者に送達しなければならないため、行方不明者には利用できないものである。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美</p> <p>(2) 被告 ■■■■■</p> <p>(3) 請求額 1,453,859円 (内訳：元金1,351,103円 利息102,756円) ※延滞違約金10.75%は除く</p>					

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第129号	所 管	業務課
件 名	法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について				
内 容					
1	理由 平成24年9月18日に本市東海岸町22番地先において発生した交通事故について、当事者間の示談交渉の結果、本市の義務に属する損害賠償の額を決定する必要が生じたため。				
2	損害賠償の額 6,832,833円 【内訳】 (乙)株式会社廣商 2,043,825円(車両損害) (丙)兵庫県阪神南県民局 436,800円(物損) (丁)株式会社港南運輸 4,352,208円(車両損害及び休車損害)				
3	相手方 株式会社損害保険ジャパン				
4	事故の概要(別図参照) 五合橋線本線南行き車線において、左折車両が停車しており、本線右側車線を南下直進する車両が確認しづらい状況にあった。 このため、本市(甲)のごみ収集車(甲車)は、資源リサイクルセンターから帰庁するために、交差点の支線から五合橋線に右折進入する際、右側からの直進車を確認するため徐行により前進したところ、右側車線を急速南下してきた株式会社廣商(乙)の10トンダンプ車(乙車)が甲車に気づき、これを避けるために急ハンドルを切った。乙車はこの反動で蛇行し、中央分離帯に乗り上げて北行き車線に進入した後、左側車線に停車していた株式会社港南運輸(丁)の10トントレーラー(丁車)右前方角に衝突した。乙車はその後も蛇行を続け、中央分離帯の兵庫県阪神南県民局(丙)が所管する鉄柵を破壊し、南行き車線に進入したところで停車したものである。 なお、株式会社損害保険ジャパンが、本市に代わって丁車及び鉄柵の修理費に相当する額の全額並びに乙車の修理費に相当する額の一部を支払ったため、保険法第25条第1項の規定により、代位して、本市に対し上記金額の支払いを求めているもの。				
5	過失割合 本市の車両と株式会社廣商の車両は接触しておらず、本市に損害は発生していないが、本市は当該交通事故における共同不法行為者であり、同様の事例における過去の判例と株式会社廣商の車両の速度超過(15km/hと類推)から、本市の過失割合は80%とされたところである。				

< 別図 >

住所：尼崎岸東海岸町 2 2 番地先



<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第130号	所 管	住宅管理担当																
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）																				
内 容																					
<p>1 提起理由 市営住宅等の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。</p> <p>2 当事者 (1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美 (2) 被告氏名及び滞納金額等（2名）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏 名</th> <th>滞納 月数</th> <th>滞納金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>■■■■■</td> <td>12</td> <td>274,840円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>■■■■■</td> <td>12</td> <td>724,150円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>998,990円</td> </tr> </tbody> </table>							氏 名	滞納 月数	滞納金額	1	■■■■■	12	274,840円	2	■■■■■	12	724,150円	計			998,990円
	氏 名	滞納 月数	滞納金額																		
1	■■■■■	12	274,840円																		
2	■■■■■	12	724,150円																		
計			998,990円																		

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第131号	所 管	下水道部経営企画課										
件 名	平成24年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について														
内 容															
<p>1 議決を求める理由 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分の理由及び内容 施設整備の経費に充当するため、未処分利益剰余金 4,102,805,873 円のうち 2,102,805,873 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: right;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">4,102,805,873</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">2,102,805,873</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立</td> <td style="text-align: right;">2,102,805,873</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 2,000,000,000</td> </tr> </tbody> </table>							未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	4,102,805,873	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	2,102,805,873	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	2,102,805,873	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 2,000,000,000
	未 処 分 利 益 剰 余 金														
当 年 度 末 残 高	4,102,805,873														
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	2,102,805,873														
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	2,102,805,873														
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 2,000,000,000														

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第132号	所 管	水道局経理課
件 名	平成24年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p>				
2	<p>処分の理由及び内容</p> <p>施設整備の経費に充当するため、未処分利益剰余金1,151,439,818円全額を建設改良積立金に積み立てるものとする。</p>				
(単位:円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		1,151,439,818			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		1,151,439,818			
	建設改良積立金の積立	1,151,439,818			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第133号	所 管	水道局経理課		
件 名	平成24年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について						
内 容							
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p>						
2	<p>処分の理由及び内容</p> <p>施設整備の経費に充当するため、未処分利益剰余金100,914,674円全額を建設改良積立金に積み立てるものとする。</p>						
(単位:円)							
		未 処 分 利 益 剰 余 金					
当 年 度 末 残 高		100,914,674					
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		100,914,674					
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建設改良積立金の積立</td> <td style="text-align: right;">100,914,674</td> </tr> </table>		建設改良積立金の積立	100,914,674				
建設改良積立金の積立	100,914,674						
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0					